4　時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの	4　［同左］
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの	(4)　［同左］
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　チャネル間隔が20MHzのもの（2,330MHzを超え2,370MHz以下又は3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）　20MHz	エ　チャネル間隔が20MHzのもの（3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）　20MHz
［オ・カ　略］	［オ・カ　同左］
［(5)　略］	［(5)　同左］
［５　略］	［５　同左］
６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備	６　［同左］
(1)　第49条の６の12第１項に規定する基地局の無線設備	(1)　［同左］
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
［新設］	
エ　チャネル間隔が25MHzのもの　25MHz	エ～サ　［同左］
オ～シ　［略］	
(2)　第49条の６の12第１項に規定する陸上移動局の無線設備	(2)　［同左］
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
［新設］	
エ　チャネル間隔が25MHzのもの　25MHz	［新設］
オ　チャネル間隔が30MHzのもの　30MHz	エ～コ　［同左］
カ～シ　［略］	
ス　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値	サ　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからケまでに定める値
［(3)・(4)　略］	［(3)・(4)　同左］
［第13～第77　略］	［第13～第77　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。